

ID: 75

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の交付
例規名 根拠条項	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第5条
例規番号	平成元年条例第31号
<p>【基準】</p> <p>第3条から第5条までの規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東大和市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。</p> <p>(1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童</p> <p>(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している児童</p> <p>(3) 小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童</p> <p>(4) 里親に委託されている児童</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。</p> <p>3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	助成費の支給
例規名 根拠条項	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第7条第2項
例規番号	平成元年条例第31号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市長は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法(以下「国民健康保険法等」という。)の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(同法の規定により負担すべき食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び国民健康保険法等の規定により負担すべき食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額等」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法等の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額(食事療養標準負担額等を除く。)を助成する。</p> <p>3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	一部負担金等相当額の減免		
例規名 根拠条項	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則 第16条		
例規番号	平成2年規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。</p> <p>(一部負担金等相当額の減額又は免除)</p> <p>第16条 市長は、高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の規定の例により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第33条第1項に規定する要件に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額(同項に規定する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)について、減免することができる。この場合において、減免を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金等相当額減免申請書(第6号様式)に施行規則第33条第1項に規定する要件に該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が施行規則第33条第1項に規定する要件に該当すると認めるときはひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金等相当額減免証明書(第7号様式。以下「減免証明書」という。)を交付し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときはひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金等相当額減免不承認通知書(第8号様式)により通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により減免証明書の交付を受けた者は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に医療証を提示する際、減免証明書を提示しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則 第19条		
例規番号	平成2年規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (医療証の再交付)</p> <p>第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書(第9号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。</p> <p>3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の交付		
例規名 根拠条項	東大和市乳幼児医療費助成条例 第5条		
例規番号	平成5年条例第39号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東大和市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる保護を受けているとき。</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、養育する乳幼児について市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	東大和市乳幼児医療費助成条例 第7条		
例規番号	平成5年条例第39号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額とする。)を超える額を除く。)のうち、対象者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の更新		
例規名 根拠条項	東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則 第9条の2		
例規番号	平成5年規則第40号		
【基準】 第9条の2の規定による。 (医療証の更新) 第9条の2 市長は、第8条第3項の規定により医療証を交付した者又はこの条の規定により医療証を更新した者について、当該医療証の有効期間が満了した日後引き続き資格要件に該当していると認めたときは、その翌日において医療証を更新するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則 第11条		
例規番号	平成5年規則第40号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (医療証の再交付)</p> <p>第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、乳幼児医療費助成制度医療証再交付申請書(第4号様式。以下「再交付申請書」という。)により市長に医療証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と対象者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>3 前項の規定により行われた申請は、再交付の申請書により行われたものとみなす。</p> <p>4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>5 医療証を破り、又は汚したときの申請には、その医療証を添えなければならない。ただし、第2項の規定により行われた申請については、当該申請後速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。</p> <p>6 対象者は、医療証の再交付を受けた場合において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 85

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の交付		
例規名 根拠条項	東大和市義務教育就学児医療費助成条例 第5条		
例規番号	平成19年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第3条から第5条までの規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東大和市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる保護を受けているとき。</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得(1月から9月までの申請にあっては、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に掲げる同一生計配偶者及び同項第34号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としなない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、養育する児童について市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	東大和市義務教育就学児医療費助成条例 第7条第2項		
例規番号	平成19年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額とする。))を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。))を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。</p> <p>2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の更新		
例規名 根拠条項	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則 第9条の2		
例規番号	平成19年規則第50号		
【基準】 第9条の2の規定による。 (医療証の更新) 第9条の2 市長は、第8条第4項の規定により医療証を交付した者又はこの条の規定により医療証を更新した者について、当該医療証の有効期間が満了した日後引き続き資格要件に該当していると認めるときは、その翌日において医療証を更新するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則 第11条		
例規番号	平成19年規則第50号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。</p> <p>(医療証の再交付)</p> <p>第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証再交付申請書(第4号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 医療証を破り、又は汚したときの申請には、その医療証を添えなければならない。</p> <p>3 対象者は、医療証の再交付を受けた場合において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の交付		
例規名 根拠条項	東大和市高校生等医療費助成条例 第5条		
例規番号	令和4年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第3条から第5条までの規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東大和市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としてしない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる保護を受けているとき。</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得(1月から9月までの場合は、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に掲げる同一生計配偶者及び同項第34号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としてしない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、養育する高校生等について市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	東大和市高校生等医療費助成条例 第7条第2項		
例規番号	令和4年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額とする。))を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。))を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。</p> <p>2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の更新		
例規名 根拠条項	東大和市高校生等医療費助成条例施行規則 第10条		
例規番号	令和4年規則第45号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (医療証の更新)</p> <p>第10条 市長は、第8条第4項の規定により医療証を交付した者又はこの条の規定により医療証を更新した者について、当該医療証の有効期間が満了した日後引き続き資格要件に該当していると認めるときは、その翌日において医療証を更新するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	東大和市高校生等医療費助成条例施行規則 第12条第1項		
例規番号	令和4年規則第45号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (医療証の再交付)</p> <p>第12条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、高校生等医療費助成制度医療証再交付申請書(第4号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 医療証を破り、又は汚したときの申請には、その医療証を添えなければならない。</p> <p>3 対象者は、医療証の再交付を受けた場合において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	東大和市児童育成手当条例 第6条		
例規番号	昭和46年条例第25号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第6条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、東大和市の区域内に住所を有する者に支給する。</p> <p>(1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童</p> <p>(2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有する者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。</p> <p>(3) 支給要件児童(前項第1号に該当する支給要件児童に限る。)が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき(当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が前項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について、認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 子ども未来部 子育て支援課

処分の概要	手当額の改定承認		
例規名 根拠条項	東大和市児童育成手当条例 第8条第1項		
例規番号	昭和46年条例第25号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (手当額の改定)</p> <p>第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。</p> <p>3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日